

第3回板橋区再犯防止推進計画検討部会 議事録

(1) 概要

日 時	令和7年7月28日（月）14時～15時10分
場 所	板橋区役所南館2階 人材育成センター
出 席 者	【委員】12名 川村岳人部会長、戸井宏紀副部会長、篠田良夫委員、石橋勇委員、高田洋子委員、齋藤和彦委員、田邊和子委員、太田美津子委員、菅原貴文委員、延山智範委員、室積勝浩委員、西嶋太委員 【事務局】6名 丸山福祉部長、小田生活支援課長、生活支援課庶務係4名 【区関係課】16名 男女社会参画課長、防災危機管理課長、産業振興課長、長寿社会推進課長、健康推進課長、生活衛生課長、志村健康福祉センター所長、おとしより保健福祉センター所長、障がい政策課長、障がいサービス課長、赤塚福祉課長、支援課長、住宅政策課長、指導主事、生涯学習課長、教育支援センター所長 【計画策定支援事業者】 株式会社名豊
会議の公開 （傍聴）	公開
傍 聴 者	なし
議 題	1 板橋区再犯防止推進計画の素案について 2 閉会
配 付 資 料	資料1 （仮称）板橋区地域保健福祉計画2030（素案）について（概要版） 資料2 板橋区再犯防止推進計画（素案）
所 管 課	福祉部生活支援課庶務係（電話：3579-2352）

(2) 議事

議 事	開会
-----	----

議事内容

【川村部会長】

これより、第3回板橋区再犯防止推進計画検討部会を開会する。

本部会の会議体及び資料については、原則公開とする。

議 題	1 板橋区再犯防止推進計画の素案について
-----	----------------------

議事内容

【川村部会長】

議題1「板橋区再犯防止推進計画の素案について」を議題とする。

事務局より説明をお願いする。

【資料1、資料2について説明】

【川村部会長】

それでは、ただいまの説明に質疑、意見がある方は挙手をしてご発言をお願いする。

【石橋委員】

資料2の4ページ、対象者については再犯防止計画の対象者ということで「犯罪をした人等」とある。その次、「この対象者には、少年院や刑務所等の矯正施設を退所した人だけではなく、警察で微罪処分になった人」とある。「微罪処分になった人」をなぜ板橋区は入れたのか確認したい。東京都のほうにも確認しているが、他区ではない。微罪処分が入ったのは初めてだと思う。いかがか。

【生活支援課長】

国の計画にも明記はされていないが、対象としては入っているので、文言として入れている。東京都の計画の対象として入っているかどうかは確認するが、他の自治体でも文言として入っているところはある。

【石橋委員】

「微罪処分」とは何か。例として、友だちと飲み会をすることになり6時に駅前で待ち合わせをした。ところが相手から電話がきて1時間遅れるとなり、そのときに、その男の人は目の前にパチンコ屋があったのでそこに入ってパチスロをした。時間を見たら7時に近くになったので、慌ててコインを持ったまま外へ出て待ち合わせ場所に向かったところ、そこに偶然いたお巡りさんから何を持っているのかと声をかけられ、パチンコ屋さんから持ってきてしまったと答えた。そうすると、警察官は見逃してくれないので、それは犯罪だということになり、これは送致などしないで、微罪という処分になる。これは犯罪だが、再犯の恐れがない。都の担当者に微罪処分を入れるのはどうかと質問したところ、個人的ではあるが微罪処分はいかなものかということの回答をいただいた。板橋区があえてここに載せたのは何か理由があるのかと感じた。微罪処分というのは皆さん知らないと思うので、それを載せるのはどうかと思う。

【生活支援課長】

微罪処分についてはお話いただいたとおり、比較的軽微な犯罪で送致しなかったものという形になる。地域保健福祉計画のほうに包含している計画であり、すべての人が地域で暮らすのにうまくいくようにということで、その辺のところも対象に入れているところである。微罪処分を知らない方も多いと思うので、巻末の語句説明等に入れさせていただき、そのようなことを知っていただくようにしたい。

【石橋委員】

もう1点、25ページの主な取組である。「更生保護活動の支援」「更生保護活動の周知・啓発」とあり、③に「保護司の人材確保」とある。区のほうで一生懸命、面接場所の確保をしていた。ありがたく思っている。また、広報いたばしにも載せていただいた。顕彰関係はどうなっているのか。他区はいろいろなことをやっているが、民間協力者に対する顕彰等を載せている区もある。板橋区もやっていただいているが、あえて載せていないのか。せっかく顕彰していただいているのに載せていないのはなぜか。

【生活支援課長】今回、すべてを網羅しているわけではない。文章量や他とのバランス等から書いていないところである。事務局の中で検討させていただく。

【川村部会長】

ご意見に感謝申し上げます。他にご意見はないか。パブリックコメント前の最後の会議になる。気になる点などについても質問いただければと思う。

【篠田委員】

質問ではないが、皆さんが検討部会で話し合うときにおいて1つの参考になればと思う。今日現在、我々が持っている対象者は94人いる。また、今、刑事施設のほうに入って、いずれ板橋のほうに戻ってくる方もいる。この人らに対して生活環境調整ということで保護司は対応している。中身であるが、対象者を1号から5号にわけている。1号は少年である。2号は仮退院という少年院から出てきた人である。3号は仮釈放である。4号は執行猶予である。板橋区は薬物事犯関係が多い。今の対象者の中でも、4分の1以上が残念ながら薬物関係である。東京都の中でも多いほうである。データとして、千代田区は対象者が少なく、足立区では対象者が多い状況にあるが、板橋区はベスト5くらいで高めになってしまっている。その中でも薬を使っている犯罪が多いということであるので、そのような状況を頭に入れながら皆さんに考えていただければと思う。板橋区で多い理由の1つは、ダルクのような施設が何か所かあるためではないかと思う。ダルクの前身のマックというアメリカから始まった施設もある。そのような施設に通ってくる人たちがいるので、どうしても多くなるのかと思う。

【川村部会長】

情報提供に感謝申し上げます。今の観点から、この度の計画について、もう少しこの部分に言及したほうがよいのではないかなど、具体的な提案があればお願いしたい。

【篠田委員】

我々保護司会の中でもやっているが、勉強会がある。実際に現場はどうなっているのかということ。それから対象者の中に発達障がいの方たちも増えているので、発達障がいの勉強もしている。来月25日にグループワークがあるということなので、そのようなところで皆さんで共通理解を持っていただけたらよいと思う。発達障がいの対象者にどのように対応していったらよいかという勉強もしている。1号から4号の中で発達障がいの方もいる。私も実際に持ったが、

やはり対応が難しい。地域の中で支えていこうというときに、ある程度の知識を持っていないと難しい。機会があれば勉強会をしていただければと思う。

【川村部会長】

児童福祉の領域にもまたがる件だと思う。勉強会なども含め、連携の可能性も探っていただくということも有効だと思う。非常に重要なご指摘であったと思う。

【石橋委員】

14 ページ、①－2「就労の支援」の最後「民間会社の支援」ということで、協力雇用主の方々がいる。東京は1,293社、板橋区については62社ある。実際に一番多いところは江戸川区で89社あり、足立区は76社である。目黒区は一番少なく8社である。板橋区は東京の中でもナンバー3に入っている。参考にお伝えする。

【川村部会長】

そういった情報を計画に盛り込んでいただいてもよいと思う。ご検討いただきたい。

【生活支援課長】

そういった情報の中で載せられるもの、載せたほうがよいものに関しては、こちらのほうでも調べさせていただき、提起したいところも含め検討させていただく。

【西嶋委員】

私からは大枠のところでは1点と、細かいところで気になったところがある。

まず、3ページの「計画策定について」の策定の趣旨であるが、中身自体は国や都のものに準じて書かれているのかもしれないが、再犯防止であると加害者支援の部分が多くなる。近時、更生保護の分野では、再犯防止の文脈で「新たな被害者を生まないようにする」、要するに再犯をするということは新たな被害者を生むので、被害者の視点を入れたほうがよいという形で、いろいろな文章の中で被害者の視点を取り入れた記載をしている。被害者のことを入れ始めるとなかなか説明が難しいというのはわかるが、「新たな被害者を生まず」という、被害者の視点も入れた方がよいと思う。策定の趣旨の中身を見ると、被害者の視点があまり出てこない。趣

旨の中で、加害者の部分ばかりで被害者のことを書いていないと捉えられないようにするために、「新たな被害者を生まず」という視点をどこかに入れていただければと思う。

また、細かい部分であるが、26ページの更生保護の団体の説明はなかったが、板橋区の保護司会と更生保護女性会の記述がある。保護司会の書きぶりで、2行目に「保護観察対象者との定期的な面接による指導・助言」とある。その後、「また、刑務所や少年院から出所・出院した人の相談相手」とあるが、これは同じ内容である。これは後ろのほうが満期の人を対象としている可能性もあるので、保護観察が終わった人でもやるということであればこれでもよいが、前半と後半が被っているかと思うのでご検討いただければと思う。

同じ内容で、女性会の書きぶりであるが、「犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪防止活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です」という前段と、後半の「地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア」とあり、やはり重複している。書きぶりを変えていただくとよいのではないか。ご検討いただければと思う。

後は、更生保護法人興楽会の書きぶりであるが、更生保護団体、支援団体を書くにあたり、更生保護法人という書き方はあまり見かけない。あくまで法人という書きぶりもあるが、更生保護の支援団体としての活動とすると、更生保護施設という名称が多く書かれるところだと思う。法人がやっている施設なのでそのまま書くとすれば、「自立更生を支援する施設（更生保護施設）」という形で、どこかで更生保護施設という言葉を出していただけるとよいのではないか。法人の説明であれば、「更生保護施設を運営し」ということがあると思うので、このまま変わらないのであれば、そのようにつけ加えていただくとよいのではないか。

【川村部会長】

具体的なお意見、ご提案に感謝申し上げます。事務局のほうからコメントはあるか。

【生活支援課長】

それぞれの書きぶりで重なっているところがある、また、更生保護施設とわかるようにしたほうがよいというご指摘をいただいた。内容をよりわかりやすくするよう検討したい。

1つ目の「新たな被害者を生まない」について、それは当然この計画でも必要なことだと思う。国の基本指針のところには「犯罪被害者のことも考えて」と入っているが、趣旨のところにもあったほうがよいというご意見だと思う。そこも含め中身については書いていけるように検討したい。

【川村部会長】

私からもコメントさせていただく。27ページ「地域による包摂の推進」である。現状と課題の4つ目に、「そのため、行政サービスの提供だけでなく、地域社会とのつながりを維持することが不可欠です」とある。この視点は非常に重要だと私は思う。主な取組のところは、どちらかというところ専門的な支援や行政サービスを確実に提供することと、市民一般の認識を深めていくということが書かれているが、当の本人たちの地域社会とのつながりという観点に関しては、あまり要素としてはないのではないかと思う。そこで一番関係してくるのが、②の「民生・児童委員」や、28ページの⑤の「地域福祉コーディネーター」だと思う。この地域福祉コーディネーターの書きぶりが、どちらかというところ専門的につなぐということに重点を置いて書いてあると思う。それだけではなく、地域社会とのつながりをいかにつくっていくのか、例えば必要に応じて地域の中の居場所をつくって、そこにそういった方々をつなげて、他者との関係性を築く条件を整備していくということが非常に重要ではないかと思う。最近、無敵の人というように表現をされる方が、極端な犯罪に走るということがあり、そういった方々が失いたくない関係性をどうやってつくっていくかという観点は非常に重要かと思う。そういった意味でも、地域福祉コーディネーターのところにフォーマルな関係性、支援関係だけではなく、インフォーマルな関係性もつくっていく、あるいはその土台としての居場所につなげていくというような観点からの言及があってもよいと思う。その辺りについて太田委員からコメントをいただきたい。

【太田委員】

地域福祉コーディネーターについては、28ページの⑤や④の「重層的支援体制整備事業」もどちらかというところ専門職の相談支援の視点が中心に書かれていると感じる。実際には、地域福祉コーディネーターは、地域づくりというところでは、既に生活支援体制整備事業で生活支援コーディネーターという2つのコーディネーターがいるというお話を最初の会議でさせていた

だいたが、新たに地域福祉コーディネーターの配置を検討している。8年、9年前から生活支援コーディネーターが地域づくりをしてきているという実績もあるので、そこでの連携で地域のほうもどんな方でも相談できるような体制づくりを引き続きしていきたいと考えている。皆さん、地域に住んでいるわけなので、その中でいつでも立ち寄れる居場所があることが大事だと思っている。そういったところでは、居場所づくりというところも地域福祉コーディネーターも関わり、地域の方とも一緒にしていく予定もあるので、少しその辺のところも事務局の方と相談しながら考えていきたい。

【川村部会長】

事務局と相談のうえ、場合によってはその要素を追加していただきたいと思う。

【生活支援課長】

書きぶりも含めて相談させていただきながら修正したいと思う。

【川村部会長】

私のほうから、もう1つコメントさせていただく。13ページの「住居の支援」である。重点課題の1つ目に挙げているように、この部分が重要なカギになると思う。②のところで、「区営住宅の提供」について書いていただいている。書きぶりがシンプルな事業の紹介のような形になっている。公営住宅は住宅のセーフティネットと制度上は位置づけられてはいるが、実際はなかなか都市部の倍率が高くすぐに住居が必要な方に応えることが難しいところがある。可能であれば管理戸数や倍率、空き状況という基本的なことを書いていただいたり、そういった中でもなるべくニーズに応えられるように、こんな工夫ができるのではないかといったことを書いていただく余地があればご検討いただきたい。

また、これはどの自治体でもなかなか難しく進んでいないことであると承知で申し上げるが、区営住宅だけではなく都営住宅というのも住民から見たら同じ公営住宅である。ただ、自治体が違うのでなかなかそこでの連携がというところはあるかと思う。例えば、居住支援協議会等と取組が進んでいるわけであるので、都営住宅への入居に関してもここで言及することができないかどうか、現状を教えてください。

【住宅政策課】

部会長のほうから公営住宅のお話があった。現在、板橋区の区営住宅は11団地あり14棟ある。管理戸数としては672戸である。主に1DKが184戸で、3DKが399戸で、現在は都営住宅から移管されたものが区営住宅になっていることが多くある。戸数についての書き方については事務局と調整させていただき検討させていただく。

もう1点、居住支援協議会のお話が出たが、板橋区は平成25年7月に板橋区居住支援協議会というものを設立している。その中で住宅確保要配慮者ということで、いわゆる住宅セーフティネット法に基づく低額所得者もそうであるが、更生保護施設を出られた方々についても居住支援協議会の中で住宅の相談は行っている。その辺りも含め、具体的な取組や、もう少しこうしたほうがよいのではないかとこのところは調整を続けていければと思っている。

【川村部会長】

公営住宅だけでは、全住宅に占める割合が戸数ベースで約3%で、板橋区もそこから大きく数字がずれているわけではないと思う。そのように考えると、民間の賃貸住宅も含め居住支援協議会の役割は比重に重要になってくると思う。その辺りは少し事務局と調整しながら記述を検討していただけたらと思う。

【戸井副部会長】

先ほど篠田委員のほうから、観察所のデータを基にご説明いただき、板橋区の状況がイメージできた。多くが薬物関係であるといった特徴を踏まえ、区としての計画に具体的な施策を入れ込むことが課題になるかと思う。令和5年度のデータの、刑法犯、検挙者、再犯者数、再犯者率の推移ということについては、前回も板橋区は国や都より再犯者率が高いということであった。令和5年は若干下がってはいるが、可能であればそういった状況を踏まえた具体的な取組を入れられたらよいのではないかとと思う。

また、罪名別の割合というところでは、全国的にも窃盗等が一番多いかと思う。その中でも年齢層別に見ると高齢者、更に男女別で見た場合、高齢女性は全国的には約9割が高齢者窃盗というところが見えてくる。板橋区のほうでデータから特徴を捉えていくことができるのであれば、それを踏まえた具体的な取組として、例えば窃盗であれば経済的な要因が非常に大きい

と思うし、なぜそれが女性に特徴的に表れるのかといったところでも入れられるかもしれないので、ご検討いただければと思う。

【生活支援課長】

今回のデータの中に、年齢別、罪名別の検挙者といったところも入っている。それ以上の細かい情報がいただけるのかどうか、そういったところは関係機関と連絡を取りながらという形にはなるかと思う。先ほどおっしゃっていただいた、特徴があるようなところ、薬物であったり、そのようなところも頭に入れながら、この計画をできるだけ実効性のあるものにしていきたいと思っている。いろいろなところに情報をいただきながら、中身については考えていきたい。

【田邊委員】

細かいところだが、17ページの民生委員の関係で、⑨「高齢者見守り調査事業」の2行目「顔の見える関係づくりを行い、高齢者の孤立化を防ぎます」と言い切っているが、そう簡単にはできない。私は支え合い会議にも関わらせていただいている。定年まで仕事をしていて地域に出ていない方などに支え合い会議のイベントを勧めると出てきてくださる。杖をついてそこまでいけないような方では、地域にスポット事業があり、そこで健康相談会をすると出てきていただいたりしている。孤立化は簡単には防げないので、記載の仕方を検討していただけたらと思う。縦の民生委員の関係だけではなく、横との連携がとても重要だと思っている。

【生活支援課長】

誤解を招かないよう、調整させていただく。

【川村部会長】

孤立防止に関して民生委員が非常に重要な役割を担っているのは言うまでもない。書きぶりによって、孤立の問題というのは民生委員が一手に引き受けなければならないように見えてしまうのもよくない。なり手の問題のこともある。あまり過度な負担があるような印象はよくない。「関係機関との連携のもと、孤立化を防ぐように努めている」といったようなニュアンスでもよいと思う。貴重なご意見、感謝申し上げます。

【篠田委員】

先ほどお話しがあったが、被害者の視点は非常に大切だと思う。「被害者心情等伝達制度」ができたので、これを入れておいたほうがよい。被害者の方が自分の気持ちを刑務官をとおして加害者に伝える制度である。

また、19ページ「薬物乱用防止推進事業の実施」がある。私は学校を周ってお話させていただいているが、そのときに校長先生から言われるのはオーバードーズについて、実際にやっている子どもたちがいるということである。そのことも少し話してほしいと言われる。今、若者の中でオーバードーズが流行っている。市販の薬でオーバードーズをする。オーバードーズをすること自体は犯罪ではないが、子どもたちが薬欲しさに万引きをしてしまう。また、万引きしたものを売ってしまったりして犯罪を重ねることになる。オーバードーズという言葉もどこかに入れていただきたい。

【生活支援課長】

オーバードーズについては、18ページに入れている。

また、被害者心情等伝達制度については、計画に記載をしていくかどうかも含め検討させていただく。

【川村部会長】

アメリカではフェンタニルという合成薬物など、本当に社会問題化しているが、これが日本に入ってきてしまっている。喫緊の課題である。ご指摘に感謝する。

【戸井副部会長】

5ページの「国の計画における5つの基本方針」の②である。「その特性に応じ、刑事司法手続きのあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること」とある。切れ目なくということは、地域では非常に難しいのではないかなと思う。今回、様々な取組を入れていただいているところであるが、板橋区で切れ目なく、地域で切れ目なくとなっていくためには、一体何が必要なのかと思っている。今回、計画を策定していただき、それを実行して、評価していくといった仕組みを持たれるのか。地域福祉計画でそのような形はあるかなと思うが、その辺りはどのように実行・評価していくのか。他の自治

体では、協議会のような形で関係者の皆様と具体的なお話をしている。そのようなことで実態等の状況を確認していくという作業をしている自治体もある。

【生活支援課長】

計画はつくって終わりではなく、その計画がどのようなになっているのか、また、その後どのようにつながっていくのかというところが大切だと思っている。体制についてははっきりしたことは確定していないが、皆さんからご意見を聞いたり状況を確認できるよう、協議体のようなところで話を聞けるようなところも必要と考えている。確定はしていないが、おっしゃっていただいたような関係者の方からご意見を聞き、現状や課題があるということを確認しながら、この計画ができた後、更にその次の計画に生かしていくような体制をつくっていくことが必要だと思っている。

【川村部会長】

この計画に限らず、計画をつくった後の管理や評価をし、それを踏まえて次期の計画に活かしていくという観点は非常に重要である。ご検討いただきたい。

それでは、今日の議論は終了させていただく。本日、たくさんの貴重な意見が委員より出された。これらに関しては事務局にてまとめをお願いしたい。次回はパブリックコメントで出された意見等についてご報告いただいたうえで、計画の原案を確認するというスケジュールとなっている。それ以外に事務局から補足等があれば願います。

【生活支援課長】

引き続き、本日の協議に関するご意見等についてはメール等でも賜りたいと思っているので、今週中くらいを目途に事務局までご連絡いただければと思う。

議 事 閉会

【川村部会長】

以上をもって、第3回板橋区再犯防止推進計画検討部会を閉会する。

本日はご協力いただき感謝する。